

伐採及び伐採後の造林の届出書 (例)

令和 2 年 7 月 2 0 日

陸前高田市長 戸羽 太 様

伐採の期間の30～90日
前であること。

届出人

住 所 ○○市○○町1-2-3

氏 名 ○○林業

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

森林所有者

住 所 ○○市○○町3-2-1

氏 名 森 林 太 郎

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第

1 森林の所在場所

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は、該当する地番を全て記載する。

陸 前 高 田 市 ○ ○ 町 字 ○ ○ 1 2 3 - 4、1 2 3 - 5
1 2 3 - 6

全ての地番の合計面積を記載する。

2 伐採の計画

伐 採 面 積	3.30 ha		
伐 採 方 法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
伐 採 樹 種	スギ、その他広葉樹		
伐 採 齢	35年～50年		
伐 採 の 期 間	令和 2 年 8 月 2 0 日 ～ 令和 3 年 3 月 3 1 日		

期間が1年間を越す場合は、
年次計画表を添えること。

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

主伐に係る伐採面積と一致
すること。

造林面積 (A+B+C)	3.30 ha
間伐は更新を伴わない伐採であるため、伐採後の造林の計画は不要。	ha
伐採後において森林以外の用途に供される場合も、伐採後の造林計画は不要となる。	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	3.30 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	3.30 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 2000本 × 1ha = 本数
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に
足らざる本数を植栽することとなる

人工造林				本
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の 初日から起算して5年を超えない期間と なっていること。	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	
	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	6600本
伐採が終了した日を含む年度の翌年度 の初日から7年を超えない期間、かつ 植栽が計画されていること。	されることとなる場合のその用途			

4 備考

適合通知書等の希望の有無 (有・無)

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採をする者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、カラマツ、エゾマツ、トドマツその他の針葉樹及びブナ、クヌギその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する種類ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

※伐採する期間の30日～90日前に本届出書を提出すること。

※伐採箇所がわかる位置図（住宅地図・公図・森林資源管理図等）を添付すること。